

遺言で妻の扶養を求めたい

Q 高齢の妻の将来が心配です。子供に面倒をみるよう、遺言で求めることはできますか。

A 遺言書で、財産を贈る代わりに義務を負わせる方法があります。負担付遺贈とか負担付相続といいます。

負わせる義務には、親の扶養や介護、施設入所費用の負担、住宅ローンの返済、葬儀費用の支出、ペットの飼育などがあります。

遺言で財産を贈ることを遺贈といいます。負担付遺贈を受けた人(受遺者)は、遺贈を受けた財産の範囲内で、義務を履行する責任を負います。

遺言書の書き方としては、例えば、「遺言者は、長男檀原太郎に一切の金融資産を相続させる」とし、その後、負わせる義務として「妻檀原花子が死亡するまで同居して扶養しなければなら

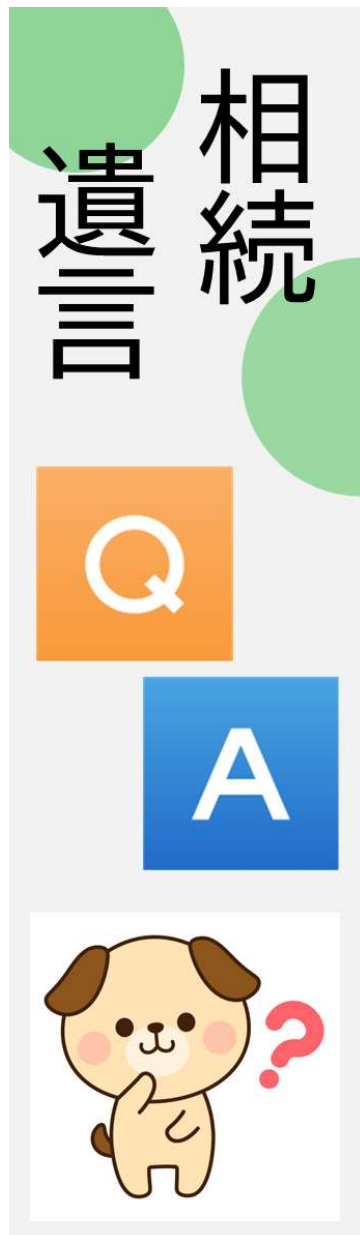
ない」妻檀原花子が生存中その生活費として月額10万円を支払わなければならない」などと書きます。

その上で、受遺者を監督する人(＝遺言執行者)を設定しておきます。

受遺者が財産をもらいながら義務を履行しない場合、遺言執行者は期間を定めて履行を求めます。それでもだめなときは、家庭裁判所に遺言の取り消しを請求します。取り消しになると、遺贈した財産は相続人みんなのものになります。

受遺者側からすると、義務を負いたくないと考えれば、遺贈を放棄することができます。その場合、利益を受けることになっていた人が受遺者になれます。

負担付遺贈をする時は、受遺者には放棄しない人を選び、あらかじめ相談しておくといでしょう。



相続対策としての生命保険

Q 相続対策として生命保険に加入する方法があると聞きました。どういう使い方がありますか。

A 生命保険金は、原則として、受取人固有の財産です。遺産分割の対象となる財産に含まれません。

したがって、相続人を受取人とすることで、生命保険金の分だけ、他の相続人より多くの財産を取得させることができます。

例えば、介護してくれた相続人に法定相続分より多くの財産を残したいと考えている方は、その相続人を受取人としておきます。

また、不動産を取得する相続人が、他の相続人への代償金や相続税の納税資金に困りそうなら、その人を生命保険の受取人しておく方法も考えられます。

ただし、例外的に生命保険金が遺産分割の対象にな

る場合があります。判例では、相続人間の不公平が「到底是認できないほど著しい場合」です。相続財産と比べ、生命保険金が極端に大きいようなケースです。

生命保険は相続税対策にもなります。

これは、わかりにくい所なのですが、生命保険金は遺産分割の対象になりませんが、「みなし相続財産」として相続税の課税対象になります。民法の世界と税金の世界は必ずしも一致していないのです。

しかし、生命保険には、相続人1人あたり500万円の非課税枠があります。相続人が妻と子2人の場合は、1500万円が非課税となります。生命保険に入っていたから、課税価格が基礎控除額を下回り、相続税がかからなかったケースもあります。

不動産の共有 なぜ問題？

Q 相続で不動産を共有にしようと思っています。その場合、どんな不都合がありますか。

A 不動産の共有は、将来に禍根を残します。長期の共有には▽売却、賃貸などが難しくなる▽権利関係がどんどん複雑になる▽適切な管理がなされず、不動産の価値が低下する——といった恐れがあります。

不動産の所有者が一人なら、その人の判断で売ったり、貸したり、なんでもできます。しかし、共有になると、不動産に関する判断に「持分」という制約が発生します。持分とは所有権の割合のことです。

売却、一般的な賃貸、大規模改修には全部の持分が、軽微な改修や短期間の賃貸には過半数の持分が必要になります。

持分を確保するには、共有者の合意が必要です。これは、共有者の経済状況や人間関係に左右されます。

また、相続人が代替わり

すると権利関係がどんどん複雑になっていきます。

そうすると、全員の意思確認をすること自体が大仕事です。異を唱える人、意思能力のない人、行方不明者などが発生する可能性も高まり、合意はますます難しくなります。

さらに共有は、構造的に不動産の管理不全に陥るリ

スクをはらみます。

不動産の価値を維持するにはコストがかかり、共有者全員が持分にに応じてコストを負担するのが筋ですが、所有者が多いとこれが簡単ではありません。

やがて不動産は放置され、価値は低下し、買い手も借り手もつかず、負の財産となっていきます。

Q 生前に贈与を受けていると、相続の時にもらえる財産は少なくなりますか。

A 贈与で特別の利益を受けていた場合(特別受益)、贈与分は遺産分割の基礎となる財産に持ち戻され、贈与を受けていた人の相続分は、贈与分だけ少なくなります。特別受益とは婚姻や養子縁組のための、または生計の資本としての贈与です。

特別受益の判断基準は、「扶養義務の範囲内」なのか「遺産の前渡し」なのかです。これは各家庭の財産状況と贈与の額によって変わります。財産と比べ贈与の額が大きくなると「遺産

贈与分は相続でカット？

の前渡し」の方に傾きます。

学資を例にとると、現在の教育状況では、一般的に大学の学費は特別受益に当たらないでしょう。しかし、子供を私立大学の医学部に行かせ、卒業までに何千万円もかかった場合、高所得の家庭でなければ、特別受益に当たると判断される可能性があります。

持ち戻しは、遺言書などで本人が意思表示することで免除することができます。それがなければ、持ち戻しの可否について相続人同士で決めます。全員が合意できなければ、裁判所の判断に委ねます。

故人の預金 出金するには

Q 銀行に死亡を通知したら口座が凍結されました。遺産分割が終わるまで預金を引き出せないのですか。

A 金融機関に名義人の死亡を通知すると、預金口座は凍結され、原則、引出し、引落とし、振込みができなくなります。しかし、凍結後、遺産分割までの間に預金を一定額まで払戻せる制度が

あります。

一定額とは①150万円②預金額の3分の1に法定相続分を掛けた額—のいずれか低い方の額です。150万円は平均的な葬儀費用や当面の生活費を考慮して決められています。

払戻し限度額は、金融機関ごとに計算されます。二つの金融機関に口座がある場合は、最大で300万円払い戻せることとなります。

払戻しを受けるには、①被相続人の出生から死亡までの戸籍謄本②相続人全員の戸籍謄本が必要になります。また、預金の払戻しを希望する人の印鑑証明も求められます。

払戻しは単独でできますが、トラブル防止の観点からは、他の相続人にも用途を説明し、領収書を保管した方がいいでしょう。

この制度が2019年7月に始まるまでは、相続人全員が実印押し、印鑑証明を添えた払戻し請求書を提出する必要がありました。